



セレモアグループとご契約いただいている
企業・団体の皆様へ

セレモア品質
— CEREMORE QUALITY —

秋のご入会キャンペーン



おかげさまで
会員28万人

2022年10/1(土)~11/30(水)

— ご家族の安心のためにそなえはできていますか —

業界随一の **入会金のみ** **年会費なし** **掛金なし** **最大割引特典の会員制度**

くらしの保険・家族が安心
— セレモア 共済 —

ファミリーライフクラブ

おかげさまで
多くのご入会を
いただいております



特にお葬儀(当社一般葬儀基本価格)の**50%割引**が経済的です。
すべてのご紹介葬儀式場 **5~10%割引**ほか多数の特典

期間中のご入会でもれなくもらえる!

①VJAギフトカード
3,000円分

または

【どちらかをお選びください】

②最高級 越後南魚沼産
コシヒカリ 品質特A **5kg**

年会費
無料

VISA付会員証をお申し込みの方に

さらに VJAギフトカード **3,000円分**

プレゼント!



●VISAお申込みのプレゼントは会員証の発行後にお届けいたします。
●お申込み対象期間は2022年10月1日(土)~12月31日(土)となります。

3大特徴

冠婚葬祭互助会とは全く違う会員制度

ファミリーライフクラブ

1 月々の掛金・年会費なし。
永久会員として登録となります。

入会金のみ
50,000円のところ
ご契約団体の皆様に限り
45,000円(税込)

ネット入会割引
インターネットでお申込みの場合 入会金 さらに
3,000円引の42,000円(税込)
—— お申込みの際は担当者名をご記入ください。 ——



2 ご家族全員が会員として登録でき、
本会員としての権利は代々引き継ぐことができます。
※本会員の一親等以内の方であれば、別居されていても登録が可能です。



3 多彩な割引特典をいつでも、
何回でもご利用いただけます。

物価の変動に
かわらず割引特典が
適用されますので
大変経済的で安心です。

多彩な割引特典が
ございます。詳しくは
ガイドブック電子版を
ぜひご覧ください。



割引特典は
こちらから!!!



お問合せ
資料請求

☎ **0120-57-1121**

年中無休
24時間受付

サレシエリア

東京都
埼玉県
神奈川県
千葉県
山梨県



Eternal Heart
株式会社 セレモア
CEREMORE 葬儀・式場・仏壇・霊園

株式会社 セレモア



■立川本社 / 東京都立川市柏町1-26-4

■東京紀尾井町本社 ■新宿本社 ■八王子本社 ■神奈川本社 ■埼玉本社 ■所沢本社

■西新宿支社 ■三鷹支社 ■国立支社 ■東大和支社 ■福生支社

■他、営業所・店舗・式場

東京紀尾井町本社
(紀尾井町ビル6F)
セミナー会場70席 常設

立川本社 / 白峯殿
セミナー会場80席 常設 P180台

●セレモア品質のサービス・おもてなしのお葬儀を経済的な会員特別価格でご利用いただけます。

お葬儀費用の参考例

●白木祭壇7号で親族20名の場合の当社一般価格と
ファミリーライフクラブ会員特別価格の比較参考例です。

項 目	当 社 一 般 価 格	ファミリーライフクラブ会員様		
		割引率	会員特別価格	当社一般価格との差
当社一般葬儀基本価格 (白木祭壇 7号の場合)	770,000 円	50%	385,000 円	385,000 円
ご 寝 棺 中等桐棺または中布弔張棺	121,000 円	50%	60,500 円	60,500 円
料 理 通夜料理：3,350円×20名分 精進落し：3,800円×20名分 ※飲み物代別途	143,000 円	10%	128,700 円	14,300 円
生 花 (供花 16,500 円×6 基)	99,000 円	20%	79,200 円	19,800 円
引 出 物 (2,750 円×20 個)	55,000 円	10%	49,500 円	5,500 円
合 計 金 額	1,188,000 円		702,900 円	485,100円 お得です

※当社一般葬儀基本価格・・・生花祭壇 20%割引。セレモアバック葬、セレモア日比谷花壇フラワー葬は5%割引。その他のパッケージプラン及び、生花スロープは対象外となります。
※上記料金のほかに、礼状、写真、寝台車など、附帯品費用として約 20 万円～ 30 万円ほどがかかります。 ※上記料金には式場使用料、火葬料、宗教家へのお礼は含まれておりません。

●セレモア 共済●
ファミリーライフクラブ●

全ての葬儀式場使用料
5～10%割引
式場使用料の割引分を
当社が負担いたします。



ご紹介式場は
こちら

●入会申込書

ご記入の上、FAXまたはご郵送にてお申し込みください。

お申込方法

ご入会のお申し込み
■ FAX
■ 郵 送
■ インターネット

入会金のお支払い
■ 現 金
■ 振 込
■ クレジットカード

ご入金の確認後、会員証、領収証
ご利用ガイドブックなどを
お送りいたします。

FAX先 0120-74-1121

ご郵送先 〒190-8566 東京都立川市柏町1-26-4 (株)セレモア ファミリーライフクラブ事務局 行

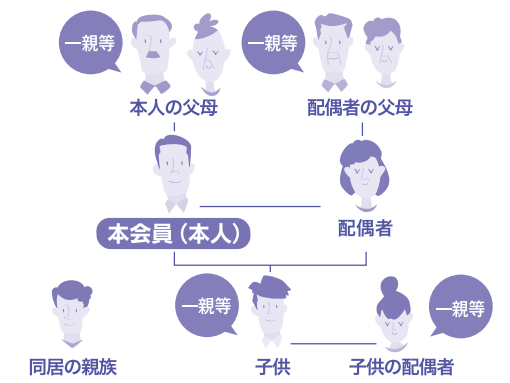
ファミリーライフクラブ事務局 行

☐ 会員規約を承諾のうえ、入会を申し込みます (☒ 印をお願いいたします) 2022 年 月 日

本会員 (申込者)	お名前	フリガナ 様	ご捺印 (印)	生年月日	性 別	電話番号	()
	ご住所	フリガナ 〒		年 月 日	男・女	携帯電話	()
e-mail		フリガナ 会社・団体名 部署名					

会員登録者	お名前	続 柄	生年月日	性 別	同居・別居
	フリガナ 様		年 月 日	男・女	同・別
	フリガナ 様		年 月 日	男・女	同・別
	フリガナ 様		年 月 日	男・女	同・別
	フリガナ 様		年 月 日	男・女	同・別
	フリガナ 様		年 月 日	男・女	同・別

ファミリーライフクラブ® 登録範囲



一親等 本人の父母 配偶者の父母 一親等 配偶者 一親等 同居の親族 子供 子供の配偶者

ご家族全員が会員として登録でき 本会員としての権利は代々引継ぐことができます

入 会 金

提携企業・団体の
皆様に限り 45,000円(税込)

ご入会プレゼント!

どちらかを
お選びください。

☐ VJAギフトカード 3,000円分

☐ コシヒカリ 5kg

VISA付会員証希望

する () しない ()

※VISA 入会希望の方には、別途専用の
入会申込書を郵送いたします。

セレモア
担 当 者

高松 由美子
090-5530-8883

2022/10/1 ~ 11/30

お支払い方法

下記の中から ☒ 印にてご指定ください。
お手持ちのクレジットカード又はお申し込みの VISA 付会員証でお支払いいただけます。

☐ 現 金 ☐ 振 込 ☐ お手持ちのクレジットカード
☐ ファミリーライフクラブ VISA カード (☐一括払い ☐ 分割 回払い)

☒ 三菱UFJ 銀行 本 店 普通 No.0877552 「(株)セレモア」

☒ 三井住友 銀行 立川支店 普通 No.3954203 「(株)セレモア」

☒ 多摩信用金庫 栄町支店 普通 No.0304940 「(株)セレモア」

☒ 中央労働金庫 本店営業部 普通 No.8427103 「(株)セレモア」

※ 中央労働金庫の「預金口座振替依頼書」により分割のお支払いも可能です。
※ 振込手数料につきましては、お客様のご負担にてお願い申し上げます。

〈個人情報の利用目的〉

本会は、本会会員制度のご説明カタログ・チラシなどに記載されている主旨で本会を運営するため、本会員及び登録会員の個人情報を冠婚葬祭及び福祉関連などのサービスや商品の提供・情報提供、社内業務処理などの業務を行うために利用します。

ファミリーライフクラブ会員規約

第1条 名 称

本会は株式会社セレモア（以下「主宰者」という）が主宰する「ファミリーライフクラブ」と称します。

第2条 所在地

本会の本部は、立川市柏町1-26-4にあります。

第3条 目 的

本会は、会員の家庭生活の利便の提供と安心生活を目的とし、主宰者及び主宰者の提携先が各種支援サービス（以下「諸サービス」という。）を提供するものとし、尚、今後追加するサービスを含むものとし、

第4条 本会員

入会申込者が本会の趣旨、規約を承諾のうえ、所定の手続きを完了し、本会が本会員として承認したときに、主宰者との間で会員契約が成立し本会員となるものとし、尚、入会申込者は、原則として世帯主とします。

第5条 登録会員

入会申込者が入会申し込みの際に、入会申込者の一親等以内の方、及び同居の親族を会員登録者として記載した場合は、登録会員となるものとします。

第6条 入会手続き及び本会員の権利の継承

入会申込者は入会申込書に所定の事項を記載し、本会に入会金（ファミリーライフクラブの入会金50,000円のところ、ご契約団体の皆様は45,000円）を納付して入会手続きを行うものとし、

本会員が本会員の権利の継承を希望するとき、または本会員が死亡したときは、本会員の権利は登録会員のうち原則として、配偶者もしくは一親等の登録会員に限り無料で継承することができるものとします。

第7条 会員証

本会は、本会員に対し所定の手続きを完了後、本会の会員資格証明として会員証を発行し交付するものとします。

第8条 諸サービスの利用

1-本会員及び登録会員は、本会が提供する諸サービスについてご利用時に会員証（会員番号）を明示することにより、利用することができます。尚、利用回数については限定されません。但し、患者移送の無料乗車の権利の行使については一回限りとなります。

2-本会員は、登録会員の諸サービスの利用による一切の支払いについて責任を負うものとし、

第9条 利用料金及び見舞金

1-本会の諸サービスの利用料金については、利用時にその都度お支払いください。

2-諸サービスの中に、一部割引対象外品がございます。

3-本会員もしくは登録会員が死亡し、本会の主宰者がその葬儀を執行した場合、本会は、葬儀執行契約をした施主に見舞金をお支払いするものとします。

但し、パッケージ葬儀プランは除きます。

第10条 会員契約の解除

本会員及び登録会員が次の各号の1つに該当する場合、当然に会員契約が解除されます。

1-本会員もしくは登録会員が本規約に違反した時。

2-本会の諸サービス利用料金の支払いを指定日より延滞した時。

3-本会の名義、信用を損ない、または秩序を乱した時。

4-その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があった時。

第11条 退会

1-本会員が退会を希望される場合は、所定の手続きを行うものとします。

2-入会金は、退会の場合も含めて返還いたしません。

3-本会員が会員としての権利を喪失した時は、同時に登録会員も当然にその資格を喪失します。

第12条 事故の責任

本会員もしくは登録会員が会員規約に基づくサービスを受けている際に突発的な体調急変などにより事故のあった場合、本会はその責任を負わないものとします。

第13条 個人情報の利用目的

本会は、第3条の目的に沿って本会を運営するため、本会員及び登録会員の個人情報を本会の諸サービス、冠婚葬祭及び福祉関連等のサービスや商品の提供・情報提供、社内業務処理等の業務に利用します。

第14条 住所変更などの通知

本会員は住所、電話番号、家族構成等に変更があった場合には、直ちに届け出るものとします。尚、本会は本会員がこの届け出を怠った場合に生じた諸サービスを受ける権利の喪失について、一切の責任を負わないものとします。

第15条 本規約の改正

本規約の改正、並びに本規約の定めのない事項については、主宰者がこれを定めます。

第16条 クーリングオフの規定について

入会申込者は入会申し込みをした日を含む8日間は、第17条に規定する「お問い合わせ・ご相談窓口」宛書面にて通知することによりこの加入申込の撤回を行うことができ、その効力は書面（ハガキ・封書）を発送した時から生じます。

この場合、入会申込者には一切費用の負担はなく、またすでに支払われている入会金等は遡って全額をお返します。

第17条 お問い合わせ・ご相談窓口

この契約についてのお問い合わせ、ご相談等は次の場所で行っております。

株式会社 セレモア
ファミリーライフクラブ事務局 ☎0120-57-1121

2022年9月現在